

横浜駅きた西口鶴屋地区 住宅整備事業

国家戦略住宅整備事業を実施する区域	横浜駅きた西口鶴屋地区
その全部を住宅の用途に供する建築物の容積率の最高限度の数値	102/10
その一部を住宅の用途に供する建築物の容積率の最高限度の数値の算出方法	$V_r = 3 (V_c) \div (3 - R)$ V_r : その一部を住宅の用途に供する建築物の容積率の最高限度 V_c : 都市再生特別地区に定める建築物の容積率の最高限度 (68/10) R : 建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計のその延べ面積に対する割合
建築物の敷地内に設けられる空地の要件	敷地面積の2. 5/10以上
建築物の敷地面積の規模	0. 5ha以上

国家戦略住宅整備事業を定める範囲

国家戦略住宅整備事業の区域 面積約0.8ha

横浜駅西口駅前地区 都市再生特別地区 面積約0.9ha

横浜駅西口駅前広場 面積約14,700㎡

横浜駅西口自動車駐車場 面積約15,600㎡

横浜駅東口第二駅前広場(地下) 面積約10,000㎡

横浜駅東口駅前広場 面積約12,800㎡

凡例

国家戦略住宅整備事業を定める範囲

国家戦略住宅整備事業の区域 面積約0.8ha

凡 例

国家戦略住宅整備事業を定める範囲